明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（一〇）　八
○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（一一）　一六
○土地基本法等の一部を改正する法律（一二）　一九
○労働基準法の一部を改正する法律（一三）　二〇
○雇用保険法等の一部を改正する法律（一四）　二〇
○国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（一五）　三〇
〔政　令〕
○外務省組織令の一部を改正する政令（一三四）　三〇
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（一三五）　三一
○市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一三六）　四六
○土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一三七）　四六
○雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一三八）　四七
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務一）　四七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（同二）　四七
〔省　令〕
○地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（総務三一）　四八
○在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令（総務・外務一）　五〇
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令（法務二四）　五二
○登記事務委任規則の一部を改正する省令（同二五）　五二
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（同二六）　五三
○会社計算規則の一部を改正する省令（同二七）　五四
○法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働四）　五四
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務四）　五六
○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（同五）　五六
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（同六）　五六
○支出負担行為等取扱規則及び歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令（財務三一）　五七
○育児休業給付資金事務取扱規則（同三二）　五七
○雇用安定資金事務取扱規則（同三三）　五七
○労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働七〇）　五七
○雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七一）　五八
○厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（同七二）　五八
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七三）　五九
○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七四）　五九
○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（同七五）　六〇
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通二八）　六〇
○航空保安大学校組織規則の一部を改正する省令（同二九）　六一
○国土地理院組織規則の一部を改正する省令（同三〇）　六一
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同三一）　六一
○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（同三二）　六二
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同三三）　六二
○航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令（同三四）　六四
○観光庁組織規則の一部を改正する省令（同三五）　六四
○海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（同三六）　六五
○土地基本法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（同三七）　六五
○防衛省職員給与施行規則等の一部を改正する省令（防衛三）　六六
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（同四）　六六
〔規　則〕
○人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則（人事院二―三―三九）　六七
○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（同一六―〇―六九）　六八
○人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則（同一六―三―四七）　六八
〔告　示〕
○復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件の一部を改正する件（復興庁一八）　六八
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務一〇四）　六九

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、四ページに掲載されています。